

生活保護法第63条に基づく返還金に係る訴訟の終結について

平成31年（2019年）第1回町田市議会定例会にて委任専決処分の報告をした件について、裁判の内容及び裁判後の状況を以下のとおり報告いたします。

1 事件の概要

市は、生活保護を受給していた者に対して生活保護費返還金368,167円の支払いを求めるため、2018年12月27日に町田簡易裁判所に支払督促を申し立てました。これに対して、相手方が2019年1月21日に異議を申し立てたことにより、支払督促の申立ての時に訴訟の提起があったものとみなされ、2019年2月1日に訴訟の提起に係る専決処分をいたしました。

2 裁判の内容

2019年3月14日の第1回口頭弁論期日において、相手方が市の請求について争わず分割払いを希望し、市は妥当であるとの意見を提出したことで、町田簡易裁判所による和解に代わる決定がなされました。

3 裁判後の状況

2019年4月9日に和解に代わる決定が確定し、相手方は同月から上記請求金額を毎月30,000円ずつ分割して市に対して支払うこととなりました。